

介 護 計 画

今年度「社会福祉法等の一部改正する法案」が施行され、法人組織の強化（評議員役割の明確化）、事業運営の透明性の向上、財産規律の強化（役員報酬の明確化、財産の再投下）、地域における公益的な取り組みを実施する債務等盛り込まれました。しかし、これで社会福祉法人問題が終わったわけではなく、より一層の組織経営強化と共に多様なサービス展開が求められます。

今後の社会福祉法人に対する期待や取り組み、事業内容の課題について考えながら地域と密着し、介護施設の在り方を再認識してサービスの提供をすべく今年度も下記の目標を掲げます。

1) 利用者様への接し方

< 地域密着型通所介護サービス >

小規模ながら職員の確保は万全である介護現場として、利用者様個々の多様なADL・ニーズの状況に対し即応した支援・ケアの実践をします。また他事業所、他部署との連携も怠ることなく環境整備に努めます。

< 2階・3階入所者様 >

新規に入所される方の介護度が3以上となっている事、又継続で入所されている入所者様の介護度も高くなっている現状ではありますが、多様なADL・ニーズにも状況に即応した支援・ケアを心掛け、落ち着いた暖かい雰囲気を整えることで、気力・体力等の低下を常にチェックし、メリハリのある生活を送れるように配慮する。認知症状の重度化に伴い、精神面と事故防止に努める。また、入所者様間でのトラブルを未然に防ぎ、落ち着いた雰囲気与生活して頂ける様に配慮するとともに、関係各部署との連携に努める。

2) 介護職員の心掛け

- ① ケアプランを基に介護・看護部署との連携を密に徹底した処遇の実践と個別ケアをより充実させ高めて行く。
- ② 利用者様の立場に立ち、気持ちを汲み取ったケアの提供。
- ③ 利用者様、そのご家族の皆様にな納得・満足をして頂けるケアの提供。
- ④ 介護職員間・各部署間の専門的な連携と建設的な意見調書を基にしたケアの提供。
- ⑤ 職員間の切磋琢磨・職員一人一人の自己研磨による介護技術の向上を目指し実際の現場にて実践を展開する。
- ⑥ 介護職員である以前に社会人としての常識・モラルをわきまえ。プロとして恥ずかしくない職務を心掛ける。